

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市介護保険ボランティアポイント制度実施要綱
補助の区分	事業補助（事業補助）
補助の概要	要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が、ボランティア活動を通じて地域貢献・社会参加することを支援し、高齢者自身の生きがい作り及び介護予防を推進することにより、いきいきとした地域社会をつくることを目的に、ボランティアポイントを付与し補助金を交付する。
補助事業者	市内に居住する65歳以上の高齢者で、要介護認定を受けていない（要支援者は含む）、介護保険料の滞納がない方。
補助対象経費	介護保険ボランティアポイント登録者が本事業受入施設でボランティア活動をすると、施設から1時間当たりスタンプ1個（1日最大2個）ボランティア手帳に押印される。次年度の更新手続きに併せて、スタンプ1個当たり100ポイント（100円）に換算し300ポイント以上5000ポイントを上限として年度末に換金等（換金又はトキ環境整備基金への寄付）を行う。
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	ボランティア手帳のスタンプ1個当たり100ポイント（100円）に換算し300ポイント以上5000ポイントを上限として年度末に換金等（換金又はトキ環境整備基金への寄付）を行う。
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献するとともに、介護予防を促進するために実施するものであり、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 介護保険冊子への掲載
事業担当（担当部署）	高齢福祉課
（電話番号）	0259-63-3790